

○東大阪都市清掃施設組合特別職の職員の給与に関する条例

昭和40年11月 8 日

東大阪都市清掃施設組合条例第 7 号

改正 昭和42年 2 月 1 日条例第 3 号

昭和46年 2 月25日条例第 3 号

昭和48年 2 月27日条例第 2 号

昭和55年12月 1 日条例第 4 号

平成元年11月28日条例第 2 号

平成19年 3 月13日条例第 1 号

(健旨)

第 1 条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、管理者、副管理者（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第 2 条 特別職の職員に対しては、給料を支給する。

2 特別職の職員の給料は、別表のとおりとする。

(給与の支給方法等)

第 3 条 特別職の給料の支給方法、その他については、東大阪市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月 4 日から適用する。

附 則 (昭和42年 2 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年 2 月25日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年 2 月27日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年12月 1 日条例第 4 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大阪都市清掃施設組合特別職の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、昭和55年10月 1 日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づき、昭和55年10月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 (平成元年11月28日条例第 2 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大阪都市清掃施設組合特別職の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は平成元年10月 1 日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づき平成元年10月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職

員に支払われた給料は、改正後の条例の規定による給料の内払とみなす。

附 則（平成19年 3 月13日条例第 1 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

別表

職名	給料（月額）
管理者	16,000円
副管理者	14,500円